

# 大阪市霊園整備計画（将来ビジョン）

令和4年7月

大 阪 市 環 境 局

## 目 次

・市設霊園の現状	P 1
1. 市設霊園の設置の経過	
2. 市設霊園の内訳	
3. 市設霊園の配置状況	
4. 霊地の使用状況	
5. 霊園使用料及び管理料	
6. これまでの霊地使用者募集状況	
7. 霊地の返還状況	
・市設霊園における課題・問題点	P 13
1. 収支の均衡	
2. ニーズに応じた安定的な霊地の供給	
3. 使用者が判明しない霊地の整理（無縁墳墓の改葬）	
4. 霊園の効率的な運営	
5. 各個別の霊園における課題	
・今後の市設霊園のあり方（今後の方向性）について	P 25
1. 市民が求めるお墓について	
2. 霊園管理のあり方について	
3. 収支の均衡について	
4. 霊園の集約化について	
5. 使用者の募集について	
6. 霊園利用者の利便性の向上及び霊園内の環境整備について	
7. 引継霊園について	
・使用者募集計画	P 4 1
1. 使用者募集計画	

**【資料編】**

- ・資料1 : 市設霊園の配置状況
- ・資料2 : 霊地の返還状況（区画数）
- ・資料3 : 過去5年間の収支状況
- ・資料4 : 大阪市設北霊園空き区画状況図
- ・資料5 : 新規霊地募集実績
- ・資料6 : 瓜破霊園・服部霊園における区画・霊地の保有状況



## ・市設霊園の現状

## 1. 市設霊園の設置の経過

### (1) 明治時代～昭和初期

埋火葬事業については、本来公益的性格を持つものであり、公共団体が経営するのが妥当であるとの考えの下、明治40年に民間の火葬場を買収し、その事業を継承してきているが、当時は火葬場と墓地が併設されており、天王寺、長柄、岩崎、浦江の4カ所に墓地が存在していた。

その後、火葬場付近の市街地化の進展に伴い、明治43年3月には岩崎墓地を、大正5年3月には浦江墓地をそれぞれ廃止し、長柄墓地についても大正2年3月に、墓地の規模を一部縮小した。

一方、大正14年の市域拡張に伴い、旧町村が所有していた火葬場や墓地については、本市が承継することとなり、その後も、一部の墓地については寄附收受を受けたりしてきた。

しかし、これらの墓地については、比較的規模が小さく、付近の住民以外はめったに利用することがなく、また、供用可能な霊地もほとんどなかった。そのため、交通の便がよく、面積の比較的大きい天王寺墓地（現・南霊園）や長柄墓地（現・北霊園）に一般の需要が集中し、両墓地とも、次第に供用可能な霊地がなくなっていった。

このような状況を踏まえ、市民の新しい墓地に対する需要に応えるため、市の南北2カ所、中河内郡瓜破村（現在の平野区瓜破東）及び豊能郡熊野田村（現在の豊中市広田町）に墓地を新設することとし、昭和15年5月に瓜破霊園を、昭和16年4月に服部霊園を整備し、霊地の供用を開始した。

### (2) 昭和30年代以降

市民の墓地需要に対しては、主として瓜破霊園及び服部霊園において霊地の供給を続けてきたが、昭和30年頃には、瓜破・服部両霊園とも供給可能な霊地がなくなってきたことから、昭和34年頃から38年頃にかけて、霊園用地の拡張・造成等を行い、再び霊地の供用を行ったが、生活水準の向上・世情の安定などにより、市民の墓地需要が一層高まり、昭和40年度には、瓜破・服部両霊園とも全域が供用済となった。

その後も市民の墓地需要は継続していたが、市街化が進展してきている中、霊地として市内で新たな用地を確保することは困難であったことから、泉南郡阪南町（現在の阪南市）に34haの用地を求め、昭和52年度より、全体計画27,500区画の芝生式公園墓地として造成工事に着手し、昭和54年10月に泉南メモリアルパークを開設し、新規の墓地の供用を開始し、以降、毎年霊地の使用者を募集している。

### (3) 平成年代以降

昭和40年代に供用を終了した瓜破・服部霊園については、以降、使用者の募集は行っておらず、霊地の募集は昭和54年に開設した泉南メモリアルパークに限定された状況にあったが、瓜破・服部両霊園に関し、霊地の再募集にかかる問い合わせが多く寄せられる状況にあった。

そのため、両霊園において使用許可を受けた後、空地のままとなっていた未使用霊地について、昭和62年度から調査・整理を進め、霊地を使用しない使用者に霊地の返還督促などを行い、一定の空き霊地が確保できたことから、平成4年5月に瓜破・服部両霊園において使用者の募集を行った。その後、不定期ではあるが、霊地の返還等により一定の空き霊地が確保できた段階で使用者の募集を行っている。

また、近年、少子・高齢、人口減少、単身世帯の増加などの社会状況やライフスタイルの変化

によって市民の墓地に対する需要・考え方が多様化してきたことから、これに対応する新たな形式の墓地として、平成 22 年 3 月に瓜破霊園内に合葬式墓地を開設した。

上記のような経過を踏まえ、現在、市設霊園は、公園式墓地である瓜破霊園、服部霊園、泉南メモリアルパークなどの大規模霊園 5 カ所、加美霊園、住吉霊園などの小規模霊園 5 カ所、市域拡張の際、町村から寄附などで引き継いだ引継霊園 54 カ所の計 64 カ所存在する。なお、市内にはこれらのほかに財産区や寺院、その他個人所有の墓地が多数存在している。

霊園の管理運営については、長らく直営や管理団体への委託により実施してきたが、平成 18 年度からは、大規模霊園及び小規模霊園について指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を行っている。また、引継霊園については、大阪市設霊園条例（以下「条例」という。）第 25 条の規定により、墓地の使用者等で構成する管理委員会等が管理運営を行っている。

## 2. 市設霊園の内訳

### (1) 直轄霊園（大規模霊園及び小規模霊園）

公園式墓地である瓜破霊園、服部霊園、泉南メモリアルパークのほか、もともとは大阪府が管理を行っていた北霊園及び南霊園の大規模霊園5カ所と加美霊園、住吉霊園などの小規模霊園5カ所の合計10カ所。（北霊園、南霊園については、明治時代にいったん民間事業者払い下げられ、後に大阪市が買収し、事業を承継。）

これら10霊園については、(2)の引継霊園と違い、本市が直接管理を行っていることから、直轄霊園と総称している。

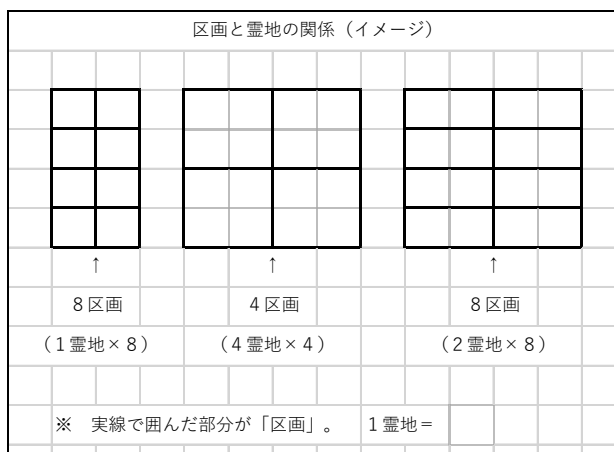
なお、直轄霊園の管理運営については、平成18年度以降、指定管理者制度を導入しており、瓜破・服部・北・南の4霊園を1グループ、住吉・千躰・平野・松原・加美の5霊園を1グループ、泉南メモリアルパークは単体で1グループ、計3つのグループに分けて指定管理者を募集している。

#### 直轄霊園一覧

(令和3年3月末現在)

霊園名	面積(m <sup>2</sup> )	区画 <sup>(※)</sup> 数	霊園名	面積(m <sup>2</sup> )	区画数
瓜破	280,772	12,870	服部	192,448	8,033
北	20,236	5,093	南	61,319	8,582
			4霊園計	554,775	34,578
住吉	2,542	1,351	千躰	1,372	1,124
平野	3,043	1,421	松原	2,018	1,255
加美	15,350	850	5霊園計	24,325	6,001
泉南MP	337,530	19,497			

「区画」とは、霊園内の土地のうち、市長が使用者に対して使用を許可した当該許可の範囲をいう。これに対し、「霊地」は市長が使用者に対して使用を許可する霊園内の土地の範囲の最小単位をいう。すなわち、1霊地の区画だけでなく、2霊地の区画、3霊地の区画、・・・と様々な広さの区画があり、10霊地を超える広さの区画もある。





## (2) 引継霊園

元々は古くからある、いわゆる「村墓地」と呼ばれる霊園であり、市域拡張等の際に大阪市に引き継がれたもので、市内に54カ所存在する。

各霊園の管理については、条例第25条に「・・・当分の間、なお従前の例による。」と規定され、地域の墓地として霊園使用者が中心となって「墓地保存会」や「霊園管理委員会」などを作り、自主的に日常の管理運営（霊地の使用や墓石の建替、埋蔵証明書等の発行などの管理事務のほか、霊園内の除草や清掃、小修理、光熱水費の負担など）を行っている。

なお、これらの管理運営等の経費に充てるため、規約等を制定し、管理料等を徴収している場合が多い。

(令和3年3月末現在)

区名	霊園名	箇所	区名	霊園名	箇所
都島	①赤川・②善源寺	2	鶴見	③①今津	1
北	③南浜	1	阿倍野	③②北島・③③奥大原	2
西淀川	④大和田・⑤稗島・⑥佃 ⑦福・⑧大野・⑨御幣島 ⑩野里	7	住之江	③④安立南・③⑤住之江・③⑥安立 ③⑦北島・③⑧南加賀屋	5
淀川	⑪三津屋・⑫東三国 ⑬十八条・⑭加島東	4	住吉	③⑨西長居・④⑩遠里小野 ④④苅田・④⑤庭井・④⑥浅香 ④①我孫子・④②杉本・④③山之内	8
東淀川	⑮国次・⑯大道・⑰上新庄 ⑱山口	4	東住吉	④⑦東長居・④⑧杭全・④⑨今川 ④⑩今林	4
生野	⑲鶴橋・⑳巽	2	平野	⑤①喜連・⑤②平野市町	2
旭	⑳①森小路・⑳②上辻・⑳③別所 ⑳④北清水・⑳⑤生江・⑳⑥江野	6	西成	⑤③今宮・⑤④粉浜	2
城東	⑳⑦新喜多・⑳⑧中浜 ⑳⑨左専道・⑳⑩関目	4	計		54

(注) 丸数字はP7の霊園配置図に対応するもの。

### (3) 合葬式墓地

近年の少子・高齢、人口減少、単身世帯の増加などの社会状況やライフスタイルの変化によって多様化する墓地需要に対応する新たな形式の墓地として、平成 22 年 3 月に瓜破霊園内に開設したもので、平成 21 年度から平成 80 年度（令和 50 年度）までの 60 年間で合計 24,200 体を受け入れる計画となっている。

ご遺骨を骨壺から取り出して、合葬室へ共同埋蔵する「直接合葬型」、使用許可日から 10 年間ご遺骨を納骨壇で保管後、ご遺骨を合葬室へ共同埋蔵する「10 年保管型」、使用許可日から 20 年間ご遺骨を納骨壇で保管後、ご遺骨を合葬室へ共同埋蔵する「20 年保管型」の 3 種類がある。なお、満 65 歳以上の大阪市民の方については生前予約も可能としている。

(令和 3 年 3 月末現在)

区 分	①最大収容可能数	②許可済件数	②÷①
直接合葬型	13,200	3,107	24%
10 年間保管型	6,000	493	8%
20 年間保管型	5,000	444	9%
計	24,200	4,044	17%

### (4) 市立納骨堂

焼骨を埋蔵する墓地を選定中などの理由により焼骨を保管している市民等が、一時的に焼骨を収蔵・祭祀できる施設として、服部霊園内に納骨堂を設置している。(利用は 1 年以内。ただし、最長 3 年まで更新可。)

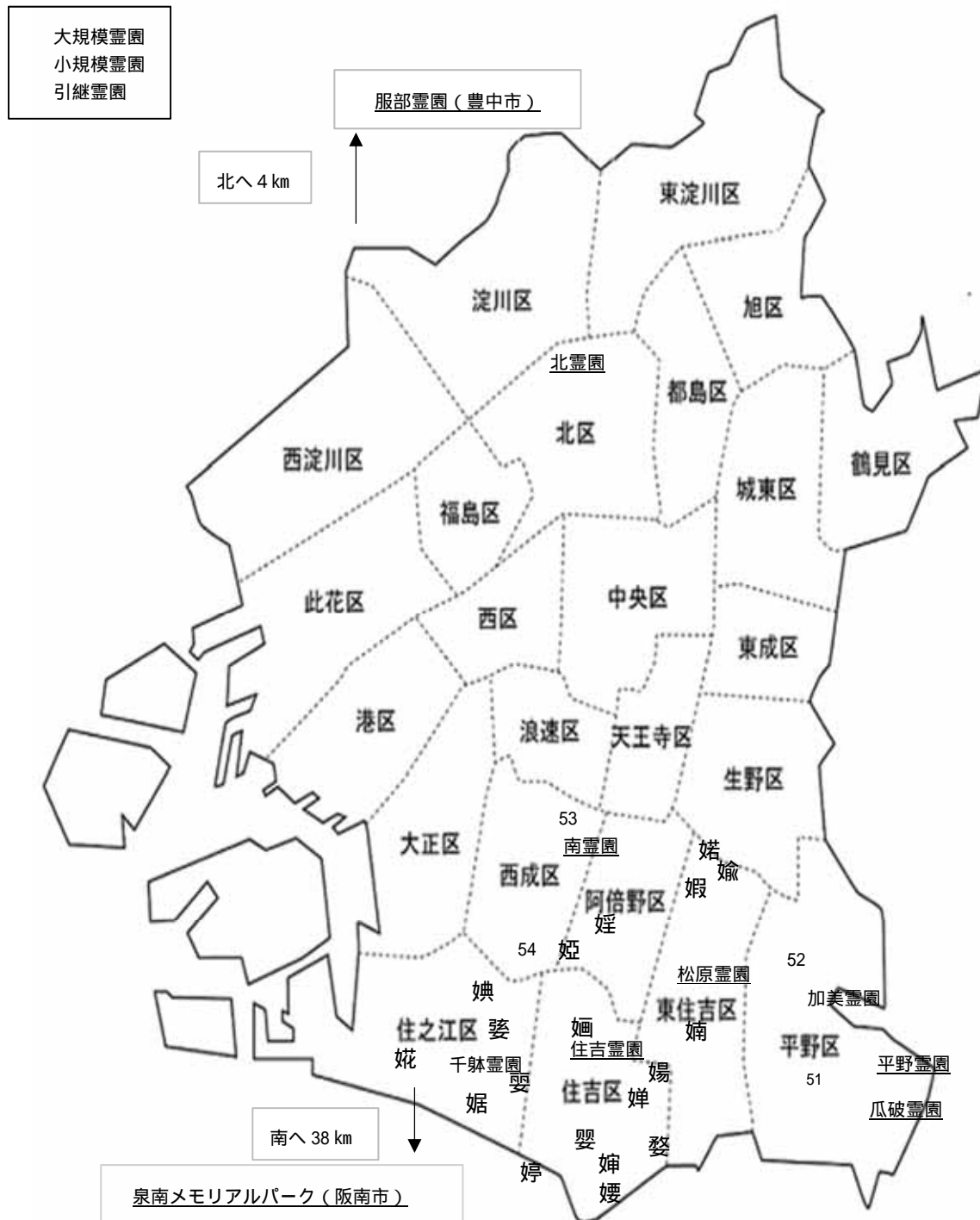
かつては、瓜破霊園・服部霊園の完成を機に、両霊園内にそれぞれ納骨堂を設置（瓜破：昭和 16 年 2 月設置、服部：昭和 17 年 8 月）していたが、老朽化のため、服部霊園内の納骨堂については昭和 34 年 7 月に撤去し、瓜破霊園内の納骨堂については昭和 40 年 10 月に業務を停止し、昭和 41 年 6 月に新しく服部霊園内に納骨堂（292 基（家族壇 40 基、個人壇 252 基））を建設した。

利用件数は、長らく年間 100 件前後で推移し、平成 14 年度から 21 年度にかけては年間 200 件を超える利用（ピーク時の平成 19 年度には年間 295 件）があったが、平成 21 年度に瓜破霊園内に合葬式墓地が完成した影響もあり、平成 23 年度以降は利用件数が激減し、最近では年間 10 件前後の利用で推移している。

### 3. 市設霊園の配置状況

2で述べた市設霊園（直轄霊園及び引継霊園）の配置は下図のとおり。

なお、直轄霊園の詳細（場所、面積等）は資料1（市設霊園の配置状況）参照。



#### 4 . 霊地の使用状況

各市設霊園における区画数及び使用の有無等にかかる現況は下記のとおり。

なお、総区画数については、台帳と現況の突合による整理、返還区画の通路等への転用、使用者募集に向けた区画整理などの理由により変動する場合がある。

(令和3年3月末現在)

霊園	総区画	使用中区画			空き区画
	( A+B )	使用者判明	使用者調査中	計 ( A )	( B )
瓜破霊園	12,870	11,365	900	12,265	605
服部霊園	8,033	7,676	165	7,841	192
北霊園	5,093	2,627	812	3,439	1,654
南霊園	8,582	7,577	571	8,148	434
4 霊園計	34,578	29,245	2,448	31,693	2,885
住吉霊園	1,351	763	525	1,288	63
千駄霊園	1,124	573	467	1,040	84
平野霊園	1,421	861	464	1,325	96
松原霊園	1,255	969	147	1,116	139
加美霊園	850	743	41	784	66
5 霊園計	6,001	3,909	1,644	5,553	448
9 霊園計	40,579	33,154	4,092	37,246	3,333
泉南メモリアルパーク	19,497	17,160	0	17,160	2,337
10 霊園計	60,076	50,314	4,092	54,406	5,670

## 5 . 霊園使用料及び管理料

### ( 1 ) 霊園使用料

霊地を永代にわたって使用するための料金（永代使用料）であり、霊園の推定公示価格をもとに算定している。後述する霊地の使用者募集に伴い、平成4年に瓜破及び服部霊園について大規模な使用料の改定を行ったが、以降、抜本的な改定は行っていない。（平成11年度に加美霊園、平成21年度に北霊園の募集を行う際、平成4年の料金改定（瓜破霊園・服部霊園）をベースとして、管理料とともに両霊園の料金改定を行っている。）

### ( 2 ) 霊園管理料

霊園を維持管理するための料金であり、原価計算を基に算定している。

かつては永代掃除料として、20年分の管理料相当額を納付すれば、以降、管理料の支払義務は発生しなかったが、昭和54年以降については取扱いを変更し（条例改正を行い）、毎年管理料を徴収することとした。具体的には、霊地の使用申込の際、20年分の管理料を前納していただき、20年経過後は、使用者の希望により20年分又は5年分、いずれかの前納を選択していただき、管理料を徴収している。（以降、20年又は5年経過ごとに同対応。）

なお、霊園使用料と同様、平成4年に瓜破及び服部霊園について管理料の改定を行ったが、以降、抜本的な改定は行っていない。

### ( 3 ) 霊園使用料及び管理料（金額）

#### 直轄霊園

（1 霊地あたり・年間）

		使用料	管理料	直近改定日
瓜破・服部霊園 (1㎡・外国人区を除く)		800,000 円	2,500 円	H 4 . 4 . 1
北霊園 (縦 76 cm × 横 76 cm)		640,000 円	1,500 円	H 21 . 4 . 1
南・住吉 千鉢・平野 松原霊園	甲種 (縦 91 cm × 横 91 cm)	91,000 円	1,200 円 (南霊園のみ)	S 54 . 7 . 2
	乙種 (縦 76 cm × 横 76 cm)	64,000 円	900 円 (南霊園のみ)	S 54 . 7 . 2
加美霊園 (縦 180 cm × 横 100 cm)		800,000 円	2,700 円	H 11 . 4 . 1
泉南メモリアルパーク (※) (縦 275 cm × 横 110 cm)		688,000 円	13,500 円	H 19 . 4 . 1

(※) 昭和54年の開設以降、適宜、使用料・管理料の改定を実施。

阪南市民及び岬町民を除く市外居住者については5割増。なお、岬町民については1.5割増。

## 合葬式墓地

合葬式墓地については、直接合葬型、10年保管後合葬型、20年保管後合葬型を問わず、使用料を支払えば、以降、管理料等の支払いは一切発生しない。

なお、希望者については、記名料 50,000 円で記名板に埋蔵者の氏名を記名することができる。

区 分	単 位	使用料
直接合葬での合葬室の使用	1 体	50,000円
10年間保管後合葬での納骨壇及び合葬室の使用	1 体	100,000円
20年間保管後合葬での納骨壇及び合葬室の使用	1 体	150,000円

(注) 市外居住者については5割増。

## 市立納骨堂

服部霊園内にある市立納骨堂については、個人用の納骨壇を 252 基、家族用の納骨壇を 40 基設置している。

焼骨を埋蔵する墓地を選定中などの理由により焼骨を保管している市民等を対象としているため、使用期間については1年以内としている。なお、市長が認めるときは、最長3年まで期間の更新が可能となっている。

区 分	単 位	使用料 (年間)
個人納骨壇	1 基 (1 体収蔵)	5,000円
家族納骨壇	1 基 (10 体収蔵可能)	25,000円

(注) 市外居住者については5割増。

## 引継霊園

引継霊園の使用料・管理料については、各霊園の管理委員会等で独自に設定されている。使用者についても、引継霊園の成り立ちが、いわゆる「村墓地」と呼ばれるものであることから、霊園所在地の周辺地域の住民に限定されている場合がほとんどである。使用料や管理料の金額、使用者の募集基準等については、管理委員会等で規約をつくるなどして決められている。なお、詳細については各管理委員会等において問合せ等への個別対応を行うにとどまり、一般に公表されている状況にはない。

## 6. これまでの霊地使用者募集状況

前述したとおり、昭和54年より、泉南メモリアルパークにおいて、新規の霊地の供給を行ってきたが、依然として、市内に墓地を求める市民の需要は根強いものがあった。

一方、市街地化の進展等により、市内で新規に墓地を確保することは非常に困難であったため、既存の市内の各霊園における返還区画の整理や墳墓整備（無縁改葬等）を進め、平成4年5月、瓜破・服部霊園において、150区画の供用を行った。

以降、不定期ではあるが、返還区画の整理等により供用可能な霊地数を確保できた段階で、霊地の使用者募集を行い、市民の墓地需要に応じてきた。

なお、平成29年度から令和3年度までの5年間については使用者募集計画を策定し、市民の墓地需要に対応しているところであり、平成以降の募集状況については下表のとおりである。

	H 4	H 1 1	H 1 6	H 1 9	H 2 1	H 2 5
募集霊園	瓜破・服部	瓜破・服部・加美	瓜破	瓜破・服部	北	瓜破・服部
募集区画	157区画	194区画	155区画	205区画	240区画	374区画
供用区画	150区画	187区画	155区画	197区画	171区画	302区画
供用率	95.5%	96.4%	100.0%	96.1%	71.3%	80.7%

	H 2 7	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
募集霊園	瓜破・服部	服部・北	瓜破	瓜破・服部	瓜破・北	瓜破・服部
募集区画	80区画	186区画	201区画	191区画	174区画	109区画
供用区画	67区画	174区画	150区画	147区画	144区画	91区画
供用率	83.8%	93.5%	74.6%	77.0%	82.8%	83.5%

### (参考) 泉南メモリアルパーク供用状況

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
供用区画	190区画	162区画	163区画	112区画	104区画	81区画
	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3
供用区画	75区画	52区画	56区画	59区画	54区画	56区画

## 7. 霊地の返還状況

近年、市民のお墓に対する考え方の変化、また、少子・高齢、人口減少、単身世帯の増加などの社会状況やライフスタイルの変化により、いわゆる墓じまいを行い、霊地を返還される数が増えてきている状況にある。

過去10年の墓じまいによる返還霊地（区画）の推移は下図のとおりであるが、ここ5年間はその数が多くなっている状況にある。（霊園ごとの返還区画数は資料2参照）

なお、泉南メモリアルパークの返還数は他の霊園と比較して突出して多い状況にあるが、市内から離れた場所に立地していることに原因があると思われる。





## ・市設霊園における課題・問題点

## 1. 収支の均衡

### (1) 現在の収支状況について

市設霊園 64 カ所のうち、54 カ所の引継霊園については、条例第 25 条の規定に基づき、墓地の利用者等で組織する管理委員会等が管理運営を行っており、管理運営等にかかる経費については、基本的に、各引継霊園において霊園利用者から徴収する使用料や管理料で賄っている。

残る 10 カ所の市設霊園（直轄霊園）のうち、泉南メモリアルパークについては「泉南メモリアルパーク運営基金」を創設し、泉南メモリアルパークの利用者から徴収する使用料や管理料で管理運営等にかかる経費を賄っている。

泉南メモリアルパークを除く直轄 9 霊園については、そうした制度は設けておらず、これまでは、直轄 9 霊園の管理について収支均衡を図るという観点は希薄であった。

そのため、1-6 で述べたとおり、毎年定期的に霊地の利用者を募集するのではなく、返還区画の整理等により一定数の霊地が確保できた段階で不定期に霊地の供給を行ってきたが、経費削減という点に関しては、平成 18 年度以降、管理運営等を指定管理者に委ね、経費削減に努めている。

なお、平成 29 年度以降は、歳入確保という観点から、利用者募集計画を立て、継続して新規霊地の募集に努めているものの、結果として収支がとれる状況には至っていない。

基金を創設している泉南メモリアルパークを除く直轄 9 霊園にかかる直近の令和 2 年度の収支状況（以下、特に注釈のない限り、収支については泉南メモリアルパークを除いたもので記述する。）を見ると、収入が約 290 百万円であるのに対し、支出が約 444 百万円となっており、差引約 154 百万円の支出超過となっている。

#### ●使用者募集計画（5カ年計画）

（単位：霊地）

	H29	H30	R1	R2	R3	合計
計画	426	360	360	360	360	1,866
実績	411	279	294	303	268	1,575

（注）実績については、供用実績。

#### ●収支状況（使用者募集計画策定後）

（単位：千円）

	H29	H30	R1	R2	平均
歳入	376,962	300,270	326,135	290,039	323,351
歳出	405,955	391,355	435,111	444,078	419,125
差引	▲28,993	▲91,085	▲108,976	▲154,039	▲95,773

## (2) 今後の収支見込について

### 歳 出

霊園の歳出経費は、霊園管理運営経費と霊園施設整備費の2つに大別される。

現在、直轄霊園の管理運営については指定管理者制度を導入していることから、霊園管理運営経費は指定管理者へ支払う業務代行料とほぼ同額となっている。指定管理者制度を導入してから10数年が経過していることもあり、指定管理者に代行させる業務内容が同じであれば、さらなる経費の削減は難しい状況にある。

しかしながら、指定管理者が別途の収入を確保するなど、何らかの形で指定管理者にインセンティブを与えることができれば、結果的に業務代行料の縮減につながり、さらなる経費の削減も可能となる。

さらなる経費の削減を目指し、インセンティブを与える内容をどのようなものとするかについて今後検討を進めていくが、現時点で削減額を設定することはできないため、歳出見込額については令和4年度の見込額を使用することとする。

#### 霊園管理運営経費

(単位：千円)

H28	H29	H30	R1	R2	平均	R4 見込
407,430	339,338	347,228	305,779	306,562	341,267	302,000

一方、霊園の施設整備費について、過去5年間（平成28年度～令和2年度）に実施した主なものは、雨水管の整備、ブロック塀の改修、堆積物撤去などであり、これらの平均は年間約84,000千円となっている。

#### 霊園施設整備費

(単位：千円)

H28	H29	H30	R1	R2	計	平均
40,391	66,617	44,127	129,332	137,516	417,983	83,597

これらの施設整備費については、毎年経常的に発生するもの、一定期間継続して発生するもの、今後当面は発生しないものが含まれていることから、必要経費の試算にあたっては、今後必要となる施設整備内容を勘案する必要がある。

今後、必要となる施設整備としては、過去5年間に行った雨水管の整備やブロック塀の改修以外に、給水管の整備、園内通路の整備をはじめ、無縁墳墓の改葬に伴い、納められていた遺骨を保管する無縁納骨堂の設置などが考えられる。その他、霊園利用者の便益を図るものとして、トイレの修繕や水汲み場の整備、休憩スペースの確保など、利用者のニーズにも応えて対応を図っていく必要がある。

また、これら利用者の便益を図る施設に加え、アメニティ（快適性）につながる環境整備についても、長期的な視点を持ちながら対応を検討していく。

このような施設整備のうち、当面、向こう5年間で整備が必要と考えている内容は下表のとおりであり、毎年、約81,000千円の経費が必要と見込んでいる。

以降も引き続き、様々な整備が必要となってくるが、安定的な経営を目指すためには、支出についても可能な限り平準化を図る必要があるため、その時々状況を見極めながら優先順位をつけ、順次整備を行っていくこととする。

霊園施設整備費見込み

(単位：千円)

	R4	R5	R6	R7	R8	平均
経常修繕	14,670	15,000	15,000	15,000	15,000	14,934
ブロック塀改修	42,959	0	0	0	0	8,592
雨水管整備	10,000	10,000	0	0	0	4,000
給水管整備	10,000	33,000	23,000	0	0	13,200
測量調査	0	15,000	15,000	15,000	15,000	12,000
園路整備	0	0	0	10,000	5,000	3,000
側溝改修	0	0	4,500	10,000	15,000	5,900
フェンス改修	0	0	15,000	25,000	25,000	13,000
トイレ改修	0	6,000	6,000	6,000	6,000	4,800
園内設備充実	0	2,000	2,000	2,000	2,000	1,600
合計	77,629	81,000	80,500	83,000	83,000	81,026

(注) R4 は予算要求ベース。

「園内設備充実」は、植樹・植栽、ベンチの設置、水汲み場の設置など、霊園利用者の便益を図る設備等にかかる経費及びアメニティに係る環境整備費。

## 歳入

(1) で述べたとおり、使用者募集計画策定後の4年間(平成29年度から令和2年度まで)の歳入実績は、平均すると約323百万円となっている。ただし、年度によりかなりばらつきがあり、平成29年度については2年ぶりに霊地の新規募集を実施したということで、霊地の販売が好調であったこと、また、令和元年度については過去に募集した霊地の更新時期(昭和54年募集分:再更新、平成11年募集分:更新)に該当し、管理料収入が多かったという特徴がある。そのため、歳入見込としては、そのような特殊事情のない平成30年度と令和2年度をベースとして考えるべきである。この点を踏まえ、両年度の歳入額を平均すると、歳入は年間約295百万円となる。

$$\{ (300 \text{ 百万円 (H30)} + 290 \text{ 百万円 (R2)}) \div 2 = 295 \text{ 百万円} \}$$

## 今後の収支状況

上記①及び②の状況を踏まえ、かつ、今後も現状をベースとして霊園の維持管理を続けると仮定すると、毎年1億近く(約88百万円)の支出超過が見込まれる。

$$\{ 295 \text{ 百万円} - (302 + 81) \text{ 百万円} = \blacktriangle 88 \text{ 百万円} \}$$

## 2. ニーズに応じた安定的な霊地の供給

少子・高齢、人口減少、単身世帯の増加などの社会状況やライフスタイルの変化により、市民のお墓に対するニーズや価値観も多様化してきており、お墓の管理の担い手がないなどの理由により、近年、墓じまいを行うケースも増加してきている。

また、市街地化の進展により、市内に新たな墓地を確保することが困難になっている状況も踏まえ、平成22年3月には、瓜破霊園内に合葬式墓地を導入したが、一方で、従来型のお墓を求められる市民の方も引き続き存在している。

そのような従来型のお墓に対する市民ニーズを満たすため、合葬式墓地の導入後も、市内各霊園における返還区画の整理等により、不定期ではあるが、従来型の墓地の供給を行ってきたが、依然として従来型の墓地を望まれる市民の方も多数おられることから、現行の使用者募集計画(平成29年度～令和3年度まで)終了後の令和4年度以降についても、引き続き、従来型の墓地を供給していく必要がある。

しかし、返還区画の整理だけでは、長期間にわたり市民が望む規模(大きさ)の霊地を安定的に供給することは困難である。そのため、返還区画の整理だけではなく、無縁となったお墓(無縁墳墓)の改葬を行い、その区画を供給することも並行して実施していく必要がある。

一方、合葬式墓地については、平成21年度(2009年度)から令和50年度(2068年度)までの60年間の計画で整備したものであり、当面、供給に支障を生じることはないが、墓地に対する市民の意識が多様化している中、他都市等では樹木葬等などの新たな埋蔵形態の墓地を整備し、使用者を募集していることから、そのような墓地に対する需要等も勘案しながら、新しい形態の墓地についても検討していく必要がある。

### 3. 使用者が判明しない霊地の整理（無縁墳墓の改葬）

泉南メモリアルパークを除く9霊園については、約40,000区画の霊地が存在する（P8参照）が、そのうち約33,000の区画については、台帳上、使用者が判明し、かつ、連絡も取れる状態にある。

一方、約3,300区画については、墓じまい等により返還された区画（再募集を行うための参道の整備等が未了のものを含む）であり、これについては、基本的には改めて使用者を募集することができる区画となる。

残る約4,100区画については、台帳上の使用者と連絡が取れない状態のものであり、これら使用者と連絡が取れない霊地については、継続して使用者の所在の調査を実施しているが、調査の結果、使用者の所在が判明するものもあれば、最終的に使用者の所在が判明しないものもある。

これらにより、継続して調査を実施する区画数については逡減していくが、一方でこれまでは使用者と連絡がとれる状況にあったものの、何らかの事情で使用者と連絡がつかない状態となり、調査が必要となる事例も発生することから、使用者調査数が年を追うごとに激減するという状況にはない。

この点に関し、埋葬又は埋蔵後25年が経過し、祭祀を継続する者や親族の所在が不明で、縁故者がいない場合、霊園の使用権は消滅する旨の規定が条例（第17条）にあり、長期間にわたり使用者が判明しなかった場合、法令等に則り、そのまま放置しておくこともできないため、「無縁改葬」という手続きを行っていくこととなる。

なお、無縁改葬を行うには、大きく分けて

- ① 使用者調査、縁故者調査（約3年）
- ② 官報公告（最低1年）  
（法律相談により、公的機関が実施する場合、概ね3年程度が望ましいとの助言を得ている）
- ③ 改葬許可申請、墳墓等の処分、遺骨等の改葬
- ④ 整地工事

といった各種手続きが必要となってくる。

これらの手続きには、少なくとも6年程度の月日が必要となるとともに無縁墳墓に納められていた遺骨を保管する納骨施設が必要となる。また、墓石（竿石）の保管場所を別途確保する必要がある。

なお、整理を行った後の霊地については、後述するとおり、市民ニーズを満たすため、基本的には新たな使用者を募集していくこととなる。

#### 4 . 霊園の効率的な運営

墓地等の経営主体については、昭和 21 年 9 月の内務省・厚生省連名通知、昭和 23 年 9 月の厚生省通知及び昭和 43 年 4 月の厚生省通知を踏まえた、平成 12 年 12 月の厚生省通知（墓地経営・管理の指針等について）により、「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること」とされている。

また、墓地経営・管理の指針（以下「指針」という。）においては、墓地の経営に関し、「利用者は墓地の経営管理が『終のすみか』として平穩に行われることを求めていると考えられ、墓地経営においては、こうした利用者の意向を尊重することが最も重要である。」「墓地経営が利益追求の手段となり、そのために利用者が犠牲になるようなことはあってはならない。」との基本的な考え方が示されている。

さらに、「墓地の永続性及び非営利性の確保の観点から、従前の厚生省の通知等により、営利企業を墓地経営者として認めることは適当ではないとの考え方が示されている。」とも記載されていることから、霊園そのものを新たに民間企業に移管することはできない。

また、非営利性の確保が求められていることから、利益の追求を目的として、墓地の経営を行うことは許されないが、市民のすべてが墓地（霊園）を利用するわけではないことから、経費のすべてについて市税で賄うものでもなく、使用者に応分の負担をしていただく必要がある。すなわち、可能な限り市税の投入額は少なくする必要があり、そうした経営の観点については、指針においても否定されてはいない。

そうしたことから、前述したとおり、霊園の効率的な運営を図るべく、引継霊園を除く市設霊園（直轄霊園）については、平成 18 年度以降、指定管理者制度を導入し、効率的な運営に努めている。

一方、引継霊園については、条例第 25 条の規定に基づき、墓地の使用者等で組織する管理委員会等が管理運営を行っているが、管理委員会等の構成員の高齢化が進み、管理委員会等の新たな担い手を確保することが困難になり、管理委員会等の構成員が事実上 1 人だけになっていたり、また、構成員の逝去等により、管理委員会等が一時的に休止状態となっている引継霊園も存在する。

管理委員会等が一時的に休止状態となっている引継霊園における霊地の承継等の事務手続きについては、管理委員会等より提出された台帳等に基づき本市が行っているが、霊地の新規募集等については実施できないため、引継霊園内に霊地を持ちたいという市民の需要に応じられないという状況も見受けられる。

また、管理委員会等はあるものの、使用者から管理料を徴収していなかったり、使用者募集が行われていないことから、管理運営を行うための資金が不足している霊園も存在する。

##### 【平成 12 年 12 月 6 日 墓地経営・管理の指針等について（抄）】

・・・墓地、埋葬等をめぐる状況の変化を踏まえ、厚生省では「墓地経営・管理指針等作成検討会」を開催し、「これからの墓地等の在り方を考える懇談会」報告書において検討事項として指摘のあった、墓地の経営、管理の方法について利用者の期待権保護のための適切な対策を講ずること、・・・について、具体的に検討を進めてきたところである。

今般、本検討会の報告書が取りまとめられたため、これを踏まえて、「墓地経営・管理の指針」（別添 1。以下「指針」という。）・・・を通知することとしたものである。

(別添1)

## Ⅰ 墓地経営・管理の指針（抜粋）

### 1 序論（略）

### 2 墓地経営の許可に関する指針

#### (1) 基本的事項

- 墓地経営者には、利用者を尊重した高い倫理性が求められること。

利用者は墓地の経営管理が「終のすみか」として平穩に行われることを求めていると考えられ、墓地経営においては、こうした利用者の意向を尊重することが最も重要である。墓地経営が利益追求の手段となり、そのために利用者が犠牲になるようなことはあってはならない。墓地経営者には、いわば公共的サービスの提供者として、利用者の要望に責任をもって応えられる高い倫理性が求められる。

(以下略)

#### (2) 墓地経営主体

- 墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること。

墓地の永続性及び非営利性の確保の観点から、従前の厚生省の通知等により、営利企業を墓地経営主体として認めることは適当ではないとの考え方が示されている。この考え方を変更すべき国民意識の大きな変化は特段認められないことから、従来どおり「市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい場合であっても宗教法人、公益法人等に限る」との行政指針にのっとり行うことが適当であり、具体的な運用に当たっては、こうした要件を条例、規則等に定めておくことが望ましいと考えられる。

地方公共団体が行うのが望ましい理由は、墓地については、その公共性、公益性にかんがみ、住民に対する基礎的なサービスとして需要に応じて行政が計画的に供給することが望ましいと考えられること、将来にわたって安定的な（破綻の可能性がない）運営を行うことができ、住民がより安心して利用できることである。このため、例えば市町村が地域の実情を踏まえた墓地の設置等に関する計画を立てる仕組みの導入等も有効であると考えられる。宗教法人や公益法人も非営利性の面では墓地経営の主体としての適格性は認められるが、永続性の面では地方公共団体の方がより適格性が高いと考えられる。

なお、公益法人による墓地経営の許可に当たっては、当該公益法人が大臣認可の法人でなく、かつ大臣認可となる予定がないことを確認する必要がある。これは、厚生省の通知等に示されているとおり、墓地埋葬法上の監督と公益法人の監督は一体となって行われることが望ましく、また、地域的な事情を勘案することも必要であり、厚生省が複数の都道府県で墓地事業を行う公益法人を監督するには限界があるからである。

(以下略)



**【昭和 43 年 4 月 5 日 厚生省環境衛生課長通知（抄）】**

・・・従来、墓地、納骨堂又は火葬上の経営主体については、昭和 21 年 9 月 3 日付け発警第 85 号内務省警保局長、厚生省衛生局長連名通知及び昭和 23 年 9 月 13 日付け厚生省発衛第 9 号厚生次官通知により、原則として地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限るとされてきたところである。これは墓地等の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるものであり、・・・

**【昭和 23 年 9 月 13 日 厚生次官通知（抄）】**

5 墓地の新設等については、「墓地の新設に関する件依命通牒」（昭和 21 年 9 月 3 日内務省警保、厚生省衛生両局長通牒）の趣旨に基き実施すること。

**【昭和 21 年 9 月 3 日 内務省警保局長、厚生省厚生局長連名通知（抄）】**

- 2 使用者の増加又は区画整理等の為従来の墓地著しく狭隘となり新設の必要ある場合は、市町村等公共団体に共同墓地としての許可を与え、区画を設けて神道、仏教、キリスト教等の信者、信仰不明の死者の為の埋葬場所明らかにし、使用上支障なからしむること。
- 3 市町村等公共団体の管理に属する共同墓地の新設不可能にして、事情やむを得ざる場合は、寺院、教会等にも、その必要とする範囲内に於いて新設を許可するも支障ないこと。

## 5 . 各個別の霊園における課題

### ( 1 ) 瓜破霊園

令和 2 年度末現在（以下、特に注記がない限り、令和 2 年度末現在の状況を述べる）、瓜破霊園には、墓じまいにより返還された区画や、無縁墳墓の改葬を行った区画が約 600 区画（約 3,200 霊地）ある。これらの区画については、すぐに募集を行うことのできる区画もあれば、形状を整えたり、園路を設置したりするなど、一定の整備を行った後に募集を行うことのできる区画の両方を含んでいる。これらの現行保有している空き区画だけでは、長期的・安定的に市民に霊地を供給できないことから、泉南メモリアルパークほどの規模ではないものの、毎年一定数の返還が見込まれる返還霊地の整備、無縁墳墓の改葬等についても継続して実施していく必要がある。

無縁改葬を行うにあたっては、遺骨保管場所が必要となるが、現状、その保管場所として利用している倉庫の容量が満杯になっているため、新たに遺骨保管場所（無縁納骨堂）を整備する必要がある。

一方、現在霊地として整備済みの区域外に、現状、市民農園用地などとして暫定的に利用している場所もある。これらの用地については、現状の使用状況等も踏まえつつ、将来的な霊園の拡幅用地として引き続き確保しておくか、あるいは、毎年、返還区画・無縁改葬が一定数発生することを踏まえ、霊園用地の拡幅以外の有効活用方策を検討する必要がある。

なお、仮に、霊園用地の拡幅以外の有効活用を図るという結論に達した場合、都市計画区域の変更を行う必要があるが、これを行うためには、土地の測量や不法占拠部分の解消が必要となる。

### ( 2 ) 服部霊園

墓じまいにより返還された区画や、無縁墳墓により改葬を行った区画が約 200 区画（約 1,200 霊地）あるが、霊園内の状況は瓜破霊園と同様であり、継続的に返還霊地の整備や無縁墳墓の改葬等を行っていく必要がある。（無縁改葬については、瓜破霊園と共通の課題がある。）

### ( 3 ) 南霊園

墓石が密集している部分などが多くあるため、排水設備及び園路について、未整備となっている部分が多く残っている。また、給水設備についても設置箇所が少なく、園路等霊園内設備について、大規模な整備が必要となっている。

その他、霊園南側部分の外壁については、老朽化が進んでいるため改修する必要があるが、外壁付近に墓石等が存在し、現状のままでは工事に支障があるため、一時的に墓石を移動させるなどの措置が必要であり、移転交渉も含めた整理を行う必要がある。

また、少なくとも昭和 54 年以降、新規霊地の募集を行っていないことから、新規の使用者募集を行うにあたっては、適正な使用料への改定が必要となる。

なお、平成 29 年度公の施設の指定管理者監査にかかり、「市民ニーズに応えること、かつ、税外収入の増収を図る観点から、市設霊園の使用者募集を推進されたい。特に使用を望む市民ニーズが高いと推察される南霊園については使用料の改定を含め、地域住民のための緑化を進める等その理解を得る方策も含め、今後の進め方について検討されたい。」との意見がなされている。

#### (4) 北霊園

墓石が密集しているなど、園路が狭隘な部分が多くあるため、南霊園と同様、園路の整備が必要となる箇所が多く存在する。

また、公告手続等が完了し、無縁墳墓の改葬を進めていく場合、一部の墳墓については土葬が行われていると想定されるため、遺骨を埋蔵している場合と比較し、より深く掘削する必要が生じるなど、改葬に伴う経費が増加する懸念がある。

なお、返還区画（無縁公告済の区画を含む。）が霊地全体の約 32%を占めるような状況にあることから、点在している返還区画の集約化を行い、合葬式墓地や樹木葬など他の用途で利用すべきとの意見がある。

#### (5) 住吉・千躰・平野・松原霊園

一般的に、霊地については巻石により区画されていることが多いが、住吉・千躰・平野・松原の各霊園については、墓標だけしかないような霊地も多く存在し、園路が十分に確立されていない箇所が多い。

また、それほど数は多くないが、瓜破霊園や服部霊園同様、空き区画も存在する。そのため、直轄霊園全体で収支均衡を図るという観点から、将来的に、霊地の使用者募集を行っていくことも検討する必要があるが、上記のとおり園路が十分に確立できていない箇所が多くある。市民にとって、魅力的な霊地を供給するという観点からも、使用者を募集する前段として、霊園内の園路等を整備する必要がある。

なお、当該4霊園についても、南霊園と同様、新規の使用者募集を行うにあたっては、適正な使用料への改定が必要となる。

#### (6) 加美霊園

基本的には(5)の各霊園と同じような状況にあるが、本霊園の東側には、以前は加美斎場として使用していた空地（約 3,000 m<sup>2</sup>）がある。この部分については、一定の整理を行ったうえで、新たな霊地として供用できる可能性がある。

## (7) 泉南メモリアルパーク

管理運営にあたり、他の霊園とは異なり、「大阪市設泉南メモリアルパーク運営基金」を創設し、同基金により運営しており、令和3年3月31日現在の残高は、約6.3億円となっている。

昭和54年度の開設以降、平成8年度までは、毎年600～1,200件程度の申込み（最大は昭和54年度の1,782件）があったが、平成9年度以降は500件を割り込む状況が続き、ここ数年はさらに需要が低迷し、新規供用許可数は50区画程度で推移している。これに対し、墓じまいにより年間200～400程度の区画が返還されており、ここ数年増加傾向にある。

霊地の返還にあたっては、条例第18条の規定に基づき、既納の使用料の6分の1（埋葬又は埋蔵した場合）を還付することとなっていることから、今後霊地の返還件数に拍車がかかるような状況が生じれば、基金が残高不足に陥らないように、長期的なスパンで検討を行っていく必要がある。（管理料収入が毎年1.5億円程度あり、事業経費とほぼ同額の状態であることから、当面、すぐに基金の残高が不足するということはない。）

(参考)

- ・霊地返還に伴う使用料の還付額

$$115 \text{ 千円 (} \div 688 \text{ 千円} \times 1/6) \times 300 \text{ 区画} = 34,500 \text{ 千円}$$

- ・新規申込による使用料収入

$$688 \text{ 千円} \times 50 \text{ 区画} = 34,400 \text{ 千円}$$

## (8) 引継霊園

使用者の範囲、使用料や管理料の金額の決定等については管理委員会等で実施しているため、引継霊園の管理運営に関し、本市として積極的に関与はしていない。

しかし、各霊園の底地は本市の所有であることから、何か問題が起こった際、敷地の所有者として責任を完全に回避することはできない。そのため、各引継霊園に対して、管理委員会等の規約の提出を求めたり、収支状況についても毎年ではないが報告するよう求めるなど、一定の関与を行っている。

こうした中、一部の引継霊園においては、管理委員会等の構成員の逝去等により、一時的に休止状態となっている。しかし、管理委員会等の休止状態が継続することにより、引継霊園の使用者が遺骨を埋蔵、あるいは改葬できないとなると、霊園を利用する使用者（市民）に著しい不利益が生じることから、これらの霊園における霊地の承継等の事務手続きについては、本市が引継霊園の底地の所有者という立場から、過去に管理委員会等より提出された台帳等に基づき行っているものの、引継霊園の霊地の新規募集までは行っていない。

また、管理委員会等はあるものの、使用者から管理料を徴収していなかったり、新規で使用者を募集していないなどの理由により、管理運営を行うための資金が不足している霊園も存在する。これらの霊園についても、引継霊園の底地の所有者という立場から、必要最低限の光熱水費の負担や除草・樹木伐採などの維持管理費について、負担せざるを得ない状況にある。

・今後の市設霊園のあり方（今後の方向性）について

## 1. 市民が求めるお墓について

霊園のあり方を考えるにあたり、市民がどのようなお墓を求められているか、すなわち、お墓に対する市民のニーズを的確に把握して対応していくことが重要である。

II-2でも述べたとおり、近年、少子・高齢、人口減少、単身世帯の増加などの社会状況やライフスタイルの変化によって市民の墓地に対する需要・考え方が多様化してきていることから、維持管理に手間や経費の掛からない合葬式墓地などに対する需要が今後増えていくと考えられる。

また、定年退職や就職等により転居することを見据え、有期間の（永代使用ではない）お墓の需要が増加していくことが考えられる。

さらに、単身等、後継者がいないことによって将来的に無縁墳墓となることを未然に防止するため、一定期間経過後、自動的に合葬式墓地等に納骨される形態のお墓への需要が増加していくことも考えられる。

このように長期的には従来型のお墓から、合葬式墓地のような形態のお墓にシフトしていくものと考えられるが、現状、従来型のお墓を求められる市民も一定数存在するため、従来型のお墓と合葬式墓地のどちらかに重点を置いて使用者の募集を行うのではなく、当面は市民のニーズを見ながら、両者を並行して使用者の募集を行っていくこととする。

## 2. 霊園管理のあり方について

昨今、墓地の経営、とりわけ納骨堂の経営について、新聞広告やテレビCMなどで民間企業が設置主体であるかのように見受けられるものも存在する。しかし、実際に墓地の経営（設置）許可を受けているのは宗教法人等であり、民間企業は宗教法人等から、墓地や納骨堂の販売や宣伝を請け負っているだけである。

墓地等の経営に関しては、前述したとおり、平成12年12月の厚生省通知（墓地経営・管理等の指針等について）により、「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること」とされ、墓地の持続性及び非営利性の確保が強く要請されており、営利企業を墓地経営主体として認めることは適切ではないとの考え方が示されているため、霊園の経営自体を完全に民間企業に譲渡等することは適切ではない。

また、上記指針では、宗教法人や公益法人も墓地の経営主体になることが可能となっているが、あくまで例外的な対応であり、無限定に宗教法人等が墓地の経営主体になれるわけではない。この例外規定については、地方公共団体が墓地の経営主体となりがたい事情がある場合に限定されているが、本市はこれまで市設霊園の経営主体として、指定管理者制度を活用して民間のノウハウも活用しながら霊園の維持管理を行ってきており、墓地の経営主体となりがたい事情は存在しない。

なお、墓地（霊園）の経営を行うにあたっては、上述したとおり、非営利性が求められているが、それは市税を投入して対応することと同義ではない。霊園についてはすべての市民が利用するものではないため、基本的にはその利用者に応分の負担を求めるべきものである。

こうしたことから、本市における霊園管理のあり方については、墓地等の経営主体は今後も本市が担っていくが、引き続き、指定管理者制度を活用して、民間のノウハウを取り入れて、より効率的な経営を図っていくこととする。

### 3. 収支の均衡について

II-1-(2)で述べたとおり、基金を創設して運営を行っている泉南メモリアルパークを除く直轄霊園9カ所の収支については、現状のままでは、年間約1億円の収支不足が見込まれる。

霊園の運営主体については、この間数回にわたり発出された厚生省通知により、基本的に地方公共団体が担うということになっていることから、霊園にかかる経費のうち50%については市費負担と考え、使用料や管理料の金額を設定している都市もある。しかし、霊園の整備費を使用料の基礎に含めるか、管理料の基礎に含めるかという違いはあるものの、概ね霊園にかかる経費については、使用料・管理料のトータルで経費を回収するという考え方をほとんどの都市が採用している。

結果として、収支の均衡がとれている都市は少ないものの、本来的には、霊園の管理運営に対して市費を投入するのではなく、霊園を利用する市民に負担を求めるべきであることから、収支均衡が図れるように将来計画を策定する。

#### (1) 収支均衡に向けた基本的な考え方

霊園管理にかかる歳入は、使用料と管理料に大別される。したがって、使用料と管理料の合計で霊園管理にかかる歳出を賄えるようにする必要がある。

1億円もの収支不足を解消する方策としては、i) 歳入を増加させる、ii) 歳出を減少させる、iii) 両者を組み合わせる、の3つが考えられるが、ii) の歳出削減という点について、平成18年度以降指定管理者制度を導入し、経費を削減してきた中、これ以上、経費を削減するのは困難である。

したがって、収支を均衡させるためには、何らかの方法で歳入を増加させる必要がある。歳入を増加させる方策として真っ先に考えられるのは、使用料又は管理料の値上げ、もしくはそれらの組み合わせである。

使用料については、使用許可の際に永代使用料ということで納入してもらおう一時的なものであるため、安定的な収入という観点で考えると、霊地の使用者からの管理料収入で霊園管理にかかる経費を賄うことが理想的と考えられる。

また、使用料や管理料の値上げについては、使用者（市民）に新たな負担をお願いすることになるため、その他の収入増加策についても検討する必要がある。

## (2) 収入増加策の検討

### 管理料の値上げ

管理料については、昭和 54 年の条例改正の際、附則において、「この条例による改正後の大阪市設霊園条例（以下「改正後の条例」という。）第 9 条及び第 12 条の規定は、この条例（泉南メモリアルパークに係る改正規定を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用許可に係る使用料及び管理料について適用する。」「施行日前の使用許可に係る掃除料については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。」とされている。

すなわち、昭和 54 年の改正後の条例の施行日以降に使用許可された霊地については、毎年管理料を納付（使用許可時に 20 年分を一括して前納、20 年経過後は 5 年分又は 20 年分を一括して前納、以降同様。）する必要があるが、改正後の条例の施行日前に使用許可された霊地については、（永代）掃除料としていったん納付をすれば、以降、一切掃除料の負担の必要はないこととなっている。

そのため、管理料を徴収できるのは、条例の規定上、泉南メモリアルパークを除く直轄 9 霊園の霊地数、約 16 万霊地のうち、改正後の条例の施行日以降に使用許可を行った約 4,600 霊地だけとなる。（この点について、「管理料を徴収しないことによる利益は、昭和 54 年の条例改正に伴い、より強固な利益となっている。その利益をそれほど強くない公益的要請によって奪うことは、憲法第 29 条の財産権を侵害する可能性がある。」との法的見解を得ている。）

そのため、1 億円の収支不足を解消しようとする、単純に 1 霊地あたり年間 2,500 円の管理料を 24,200 円に引き上げる（年間 21,700 円の増〔868%増〕）必要がある。

$$\left( \begin{array}{l} 1 \text{ 億円} \div 4,600 \text{ 霊地} = 21,739 \text{ 円/霊地} \\ 2,500 \text{ 円} + 21,700 \text{ 円} = 24,200 \text{ 円} \end{array} \right)$$

この金額は、近隣都市等の霊園の管理料と比較しても突出したものとなり、とても使用者の理解を得られるものではない。

### 近隣都市等の管理料（年間・1 m<sup>2</sup>当たり・円）

A 霊園	B 霊園	C 霊園	D 寺院	E 寺院
2,900	2,546	1,500	23,810	3,000~10,000



## 使用料の値上げ

現行の使用者募集計画では、年間 360 霊地の募集を行うこととしている。

この計画に基づき、1 億円の収支不足を解消しようとする、800 千円の使用料を 1,080 千円に引き上げる（280 千円の増〔35%増〕）必要がある。

$$\left( \begin{array}{l} 1 \text{ 億円} \div 360 \text{ 霊地} \doteq 280 \text{ 千円} / \text{霊地} \\ 800 \text{ 千円} + 280 \text{ 千円} = 1,080 \text{ 千円} \end{array} \right)$$

この金額は、近隣都市の霊園と比較すると、はるかに高い状況にあるが、民間の霊園の金額と比較すると、まだ低廉な金額となっている。

市内の便利な立地にあること、また、金額が上がったとしても、まだ民間の霊園よりは低廉であること、行政が管理することによる安心感などにより、値上げを許容して申し込まれる市民の方も存在すると思われるが、一方で、値上げを懸念して、申込を断念する市民の方も存在すると思われる。

本試算については、360 霊地がすべて完売するという前提での試算である。平成 30 年度以降の新規許可が、279 霊地、294 霊地、303 霊地、268 霊地と推移している中（P14 参照）、この金額への値上げで収支不足が解消しきれんかどうかは微妙である。

### 近隣都市等の使用料（1㎡当たり・円）

A 霊園	B 霊園	C 霊園	D 寺院	E 寺院（※）
236,000	162,000 ～330,000	420,000	2,587,142	1,936,507 ～3,174,825

（※）墓石とのセット価格

## 募集霊地数の拡大による収入増

現在、令和 3 年度までの使用者募集計画を立てているが、今後の計画をたてるにあたり、各霊園の空き区画の状況を確認したところ、すぐに募集が行える（大規模な整備を行わなくても募集が可能な）区画は少ないものの、一定の整備を行えば募集が行える区画がかなり存在することが判明した。

これまでは現行の使用者募集計画程度の霊地しか毎年確保できないと考えていた空き区画が、かなりの数存在することが判明したため、募集霊地数の拡大による収入増を図ることができないかどうか検討を行う。

この点について、II-1-(2)-①で述べたとおり、今後の歳出見込は年間 383,000 千円と見込んでいる。これについては、年間 400 霊地を新規に販売することができれば、十分に収支均衡が図れる金額となっている。【資料 3 参照】

使用者募集計画を策定した平成 29 年度以降、令和 2 年度までの 4 年間の平均販売実績（霊地数）は約 8 割（76.4%）となっている。この実績を踏まえると、募集霊地数を 500 程度に増やして募集を行えば、400 霊地の販売は十分見込むことができる。

### (3) 検討を踏まえた収支均衡に向けた基本的な考え方

(2) ①で述べたとおり、昭和 54 年の霊園条例改正より前に使用許可を行った区画（全体の約 97%）については、改めて管理料を徴収することができない。

そのため、昭和 54 年の霊園条例改正以降に使用許可を行った区画の管理料収入と、新たな使用者募集による料金収入（使用料・管理料）によって、霊園全体の収支均衡を図っていくこととする。

具体的には、歳入確保策として、使用料や管理料の値上げということも想定されるが、募集霊地の増による対応であれば、市民の負担が増加することはないため、まずは、(2) ③で検討を行った、募集霊地数の拡大による方法での歳入の確保により、受益者負担をベースとして収支均衡を図っていく。

なお、収支均衡とは別の観点となるが、条例の規定上、また、使用者との契約上、昭和 54 年の霊園条例の改正前後で、管理料の取扱いが異なることとなっている。霊園を利用するという行為自体は、昭和 54 年以前に使用申込をされた方と、それより後に使用申込をされた方とで差異があるわけではないことから、昭和 54 年の条例改正の前後で取扱いを異にするのは不合理ではないかという意見もある。そのため、長期的な課題として、政策的な観点から、霊園利用者の負担を同じようにすることができるかどうかについても検討を行っていく。

## 4．霊園の集約化について

### (1) 集約化による霊園の統合

各霊園において、大小の違いはあるものの、下表のとおり、空き区画が存在する。これらの空き区画については、市民の墓地需要に応えるため、また、収支均衡を図るという命題の下、収入を確保するために、基本的には整備を行い、新たな使用者を募集することになる。

霊地の使用状況については下表のとおりであり、空き区画については、現状、本市として何らかの活用が検討できる区画であるが、使用者調査中の区画もかなりあり、潜在的な数はまだ多数あると考えられる。

このように、潜在的なものも含め、存在している空き区画については、霊地が欲しいという市民のニーズに応える必要があることから、使用者募集を実施していくべきものであるが、単に収入確保のために空き区画を整備して使用者を募集するのではなく、計画的に、空き区画の有効活用と集約化についても検討していく必要がある。

空き区画を集約化するにあたっては、現在霊地を使用されている方に、別の霊地に移動していただくことが必須となるが、都市計画に基づいて道路や公園を整備する場合のように、強制的に移転を求めることはできないため、集約化の目的や空きスペースの利用用途などについて丁寧に説明を行い、理解していただくことが必要となる。

霊地については永代使用ということで使用者を募集しているため、現在霊地を使用されている方は、「自宅から近くお参りがしやすい」「雰囲気がいい」「親族の墓が近くにある」などの理由により、この場所（この霊園のこの区画）がいいということで申し込まれているケースが多い。「従前よりこの場所で先祖をお祀りしてきた」「今後も引き続き同じようにお祀りしていきたい」という使用者の心情を考えると、霊地の移動について理解をいただくことは困難である。

また、移転に伴っては、本市が移転に伴う実費相当額に加え、移転補償費用を支払うことになるが、移転補償費用の多寡ではなく、ご遺族の心情面からご理解・納得をいただくのは困難で、ましてや、同一霊園内の移転ではなく、他の霊園への移転となると困難度はさらに増すこととなる。

そうしたことから、霊園の統合は行わないこととする。

なお、集約化による霊園の統合について、物理的に可能かどうか検討を行った結果は次頁のとおりである。

(参考：検討結果)

### 霊地の使用状況

	総区画数	使用中	空き区画		総区画数	使用中	空き区画
瓜破	12,870	12,265	605( 5%)	千躰	1,124	1,040	84( 7%)
服部	8,033	7,841	192( 2%)	平野	1,421	1,325	96( 7%)
北	5,093	3,439	1,654(32%)	松原	1,255	1,116	139(11%)
南	8,582	8,148	434( 5%)	加美	850	784	66( 8%)
住吉	1,351	1,288	63( 5%)	計	40,579	37,246	3,333( 8%)

※ ( ) 内数字は空き区画率

上記のとおり、北霊園については約3割の区画(1,654区画)が空き区画となっている。そのため、霊園の集約化(統合)の検討にあたっては、北霊園を軸として考える必要がある。

集約化の方法としては、①北霊園の使用区画を他の霊園の空き区画に移動させる(→北霊園全体が空き区画になる)、②他の霊園の使用区画を北霊園の空き区画に移動させる(→他の霊園の全体が空き区画となる)の2つの方法が考えられる。

#### ①北霊園の使用区画を他の霊園の空き区画に移設

上記霊地の使用状況のとおり、北霊園の使用中の区画(3,439区画)は他の霊園の空き区画の合計(1,679区画(=3,333区画-1,654区画))を上回っているため、物理的に不可能である。

#### ②他の霊園の使用区画を北霊園の空き区画に移設

前述したとおり、北霊園には1,654の空き区画がある。一方、住吉霊園は空き区画を除いた1,288の区画が実際に使用中である。同様に、千躰霊園は1,040区画、平野霊園は1,325区画、松原霊園は1,116区画、加美霊園は784区画が使用中である。単純に区画数だけで考えると、物理的には上記住吉・千躰・平野・松原・加美のいずれかの霊園の使用中の区画を北霊園の空き区画に移転させることは不可能ではないと考えられる。

しかしながら、霊園内のそれぞれの区画については広さが統一されているのではなく、大きい区画もあれば、小さい区画もある。すなわち、1区画が1霊地や2霊地の小さな区画もあれば、10霊地を超えるような大きな区画もある。そのため、霊地の移転を行うにあたっては、移転が必要となる使用中の区画の広さに対応する、空き区画が必要となってくるが、1,000前後のすべての使用中の区画の広さに対応する区画を、1,600程度の空き区画の中で選定することは、不可能に近いと思われる。

なお、数字的には784区画の加美霊園が、一番有力な候補となるように考えられるが、加美霊園と北霊園とでは1霊地あたりの面積がかなり違っている。

(加美霊園：1霊地=1.8m×1m、北霊園：1霊地=0.76m×0.76m)

前述したとおり、1区画については大小があるものの、仮に加美霊園のすべての区画が1霊地

であったとした場合、その面積は  $1.8 \text{ m}^2 (=1.8\text{m} \times 1\text{m})$  となる。一方、北霊園の1霊地の広さは約  $0.58 \text{ m}^2 (=0.76\text{m} \times 0.76\text{m})$  となる。

すなわち、加美霊園の1霊地は北霊園の3.1霊地に相当する ( $1.8 \div 0.58 \approx 3.1$ ) ため、加美霊園の使用中の区画を移動させるためには、北霊園の4霊地以上の区画が784区画必要となる。しかしながら、北霊園の空き区画1,654区画のうち、4霊地以上の広さの区画は279区画しかない。

したがって、加美霊園の使用中の区画を北霊園の空き区画に移転させることは不可能である。

●北霊園の空き区画状況（令和3年3月末現在）

	区画数		区画数
1 霊地	708	4 霊地	224
2 霊地	613	5～10 霊地	44
3 霊地	54	11 霊地以上	11
1～3 霊地計	1,375	4 霊地以上計	279
		合計	1,654

なお、住吉・千躰・平野・松原のいずれかの霊園において、仮に物理的に移動が可能であったとしても、莫大な改葬費用及び移転補償費用が必要であることを考えると、経費的にも現実的でない。（移転後の霊園用地の売却額が改葬経費等を上回ることはないと考える。）

●各霊園用地の移転補償費（想定額）

住吉霊園 :  $1,400 \text{ 千円/区画} \times 1,288 \text{ 区画} = 1,803,200 \text{ 千円}$

千躰霊園 :  $1,400 \text{ 千円/区画} \times 1,040 \text{ 区画} = 1,456,000 \text{ 千円}$

平野霊園 :  $1,400 \text{ 千円/区画} \times 1,325 \text{ 区画} = 1,855,000 \text{ 千円}$

松原霊園 :  $1,400 \text{ 千円/区画} \times 1,116 \text{ 区画} = 1,562,400 \text{ 千円}$

※ 北霊園内管理事務所等建設（H12～H18）に伴う移転補償費。同一霊園内での移転のため、他の霊園に移設する場合、経費の増が見込まれる。

●各霊園用地の想定売却額（令和3年路線価で売却できたと仮定）

住吉霊園 :  $195 \text{ 千円} \times 2,524 \text{ m}^2 = 492,180 \text{ 千円}$

千躰霊園 :  $195 \text{ 千円} \times 1,372 \text{ m}^2 = 267,540 \text{ 千円}$

平野霊園 :  $130 \text{ 千円} \times 3,043 \text{ m}^2 = 395,590 \text{ 千円}$

松原霊園 :  $185 \text{ 千円} \times 2,018 \text{ m}^2 = 373,330 \text{ 千円}$

## (2) 霊園内における空き区画の新たな活用(再活用・再活性化)

(1)の表のとおり、北霊園内については、5,093区画中、約3割の1,654区画が空き区画となっているが、空き区画については、一定の箇所に集中して存在しているのではなく、霊園内全体に点在している。(資料4参照)

この点に関し、「北霊園や南霊園は、市内の中心部にあり、交通の便も非常に良い状況にある。また、霊地の返還等により、使用されていない区画も比較的多数あり、交通の便が良いことと相俟って、それらの区画を整理し、納骨堂形式の墓地を整備してはどうか。」という意見も存在する。

納骨堂形式の墓地として、本市では、瓜破霊園内に合葬式墓地を設置している。この合葬式墓地については、平成22年3月に開設したもので、開設後60年間(令和50年度まで)、受入が可能な計画となっているが、P26で述べたとおり、お墓に対するニーズは多様化してきており、今後は、有期間の(永代使用ではない)お墓や、将来的に無縁墳墓となることを未然に防止するため、一定期間経過後、自動的に合葬式墓地等に納骨される形態のお墓への需要が増加していくと考えられる。こうした市民の墓地に対するニーズを踏まえると、現在の合葬式墓地が満杯になった後も、使用者が祭祀者となってお墓を管理する必要のない墓地(合葬式墓地や納骨堂、樹木葬の墓地など)が必要になると考えられる。

しかしながら、高度に市街化されている本市内において、合葬式墓地用に新たに用地を確保することは不可能であることから、霊園内の空き区画を一定の場所に集約化することによって生み出されるスペースを合葬式墓地建設用のスペースとして確保するということも考えられるが、(1)で述べたとおり、使用者の心情を考えると、集約化を前面に出しながら、霊地の移動について理解をいただくことは極めて難しい。

そうしたことから、墓参者が集中する時期や管理料の更新時期等に、お墓の管理等が不要な瓜破霊園内にある合葬式墓地の存在を周知し、墓じまいを促すことにより、空き区画を増加させ、結果として集約化と同等の効果を生み出すことが、経費的な面も含めて現実的な対応と考えられる。

こうした瓜破霊園内合葬式墓地への誘導は、すべての霊園において行っていくこととするが、効率的に大きな空き区画を確保するため、空き区画の多い霊園、例えば北霊園などで重点的に対応していくこととする。

なお、現在の合葬式墓地は瓜破霊園内にあることから、従前の空き区画と合葬式墓地への誘導により生み出されたスペースを活用し、北霊園内に新たに合葬式墓地を建設することができれば、結果的に、市内における合葬式墓地の配置バランスも良いものとなる。

なお、上記の方法により、北霊園内に合葬式墓地の建設に見合う空き区画を確保するには10年、20年といった長期のスパンで考える必要がある。

瓜破霊園内の合葬式墓地については、今後50年弱、募集が可能であることから、新たな合葬式墓地を早急に整備する必要はないが、北霊園内の空き区画の拡大の状況をみながら、方面的なバランスという点を鑑み、次善の策として、服部霊園内の緑地部分を合葬式墓地や樹木葬の用地に転換させることも選択肢の一つとして検討していく。

## 5. 使用者の募集について

### (1) 市民へ供給（提供）する霊地について

P34 で述べたとおり、高度に市街化されている本市内において新たな霊園用地を確保することは困難である。一方、多様化する市民のニーズに対応するためには、合葬式墓地のような新しい形態の墓地も必要となってくる。

そのため、既存の霊園内の空き区画（返還区画及び無縁区画）を有効に活用し、従来型の墓地を整備するとともに、合葬式墓地のような新しい形態の墓地の設置を目指し、これにより、市民に対して、安定的、かつ、バランスをとりながら霊地を供給していく。

### (2) 大規模霊園（瓜破霊園・服部霊園・北霊園・南霊園）

#### 募集実施霊園

保有区画数・空き区画数とも、市設霊園のなかで大多数を占めていることから、収支均衡を図るうえで、極めて重要な霊園である。

Ⅲ-3-(2)-③で述べたとおり、これら4霊園において、毎年400霊地を販売することができれば、収支均衡を図ることができる。

このうち、北霊園については、先に述べたとおり、空き区画の集約化（合葬式墓地建設）を検討するため、当面、新規募集は実施しないこととする。（なお、集約化の検討の結果、集約化の対象場所が確定し、集約化に影響が生じない場所にある空き霊地については、歳入確保の観点から使用者の募集の対象地としていく。）

次に、南霊園については、霊園内の整備が不十分な部分があることから、空き区画の募集にあたっては、霊園内の整備を十分に行う必要がある。

したがって、使用者の募集については、当面の間、瓜破霊園と服部霊園を中心として実施し、条件が整った段階で、南霊園についても実施していくこととする。

#### 具体的な募集方法

収支計画上、400霊地を販売することができれば、収支が均衡することとなるが、これまでの実績を見ても、募集区画が完売するという事はない。そのため、400霊地の販売実績を確保するためには、400霊地プラス $\alpha$ の募集を行う必要がある。

使用者募集計画を策定した平成29年度以降、令和2年度までの4年間の平均販売実績は約8割となっている。この実績を踏まえると、400霊地の販売実績を確保するためには、毎年500霊地程度以上の募集を行う必要がある。

ただし、募集霊地を増加させることにより、単純に、それに比例して販売数が増加するというわけではないため、販売にあたっては工夫を行う必要がある。

これまでの実績を見てみると、比較的小さい区画（1霊地～4霊地）の申込率が高いという状況にある。（資料5参照）

この点については本市に限った状況ではなく、他都市への聞き取りでも、小さい区画（霊地）の方が人気があるという状況にある。そのため、募集については1霊地～4霊地の比較的小さい区画を中心としていく必要がある。一方、8霊地以上の広い区画を希望される市民の方も存在することから、幅広いニーズに応えることができるよう、8霊地以上の広い区画についても、募集を行っていく。（ただし、これらの広い区画については、収支計画の枠外で考えることとす

る。)

上記の方針に基づいて霊地の募集を行っていくが、現状、1霊地～4霊地の小さい区画、とりわけ、1霊地及び2霊地の区画の保有数はそれほど多くない。そのため、大きな区画の霊地を小さな区画に小分けしていく必要がある。

なお、使用者を募集する区画については、現在保有している空き区画を中心としながら、墓じまい等により返還される区画及び無縁墳墓の改葬に伴って空き区画となる区画を含めて実施していく。

瓜破霊園・服部霊園の空き区画状況（令和2年度末時点：資料6より抜粋）

	区画数	霊地数		区画数	霊地数
1 霊地	105	105	5～7 霊地	40	234
2 霊地	40	80	8～10 霊地	45	363
3 霊地	37	111	11 霊地以上	116	1,795
4 霊地	414	1,656	5 霊地以上計	201	2,392
1～4 霊地計	596	1,952	合 計	797	4,334



## 募集可能期間（見込み）

②の表のとおり、現状、瓜破霊園と服部霊園を合わせて、約 4,300 の空き霊地があることから、毎年 400 霊地を販売すると、単純計算で約 10 年間、募集が可能となる。

一方、毎年、墓じまい等により一定の霊地（少なく見積もって 250 霊地／年程度）が返還される状況にあり、加えて、継続して実施している使用者調査の結果、近年、いわゆる無縁墳墓が発生（1 回あたりの改葬：50 区画程度（=200～300 霊地程度））していることから、毎年一定数の空き霊地の増が見込まれる。

上述したとおり、増収を図るためには、大きな区画の霊地を小さな区画の霊地（1 霊地～4 霊地）に小分けする必要がある。しかし、大きな区画の霊地を小さな区画の霊地に小分けすると、通路等の整備が必要になるため、霊地数は減少することとなる。霊地が減少する率は区画の形状により異なり、どのくらいの霊地数が目減りするか正確に把握するのは困難であるが、過去の区画変更の実績では、霊地数が約 35% 減少している。この減少率を加味しても、今後 30 年以上霊地を供給できると見込まれる。

（参 考）〔資料 6 参照〕

### 【現行の空き区画】

- ・ 1 霊地～4 霊地 : 1,952 霊地
  - ・ 5 霊地以上 : 1,555 霊地（区画変更する現行保有霊地 2,392 × 0.65）
- 合計 3,507 霊地

### 【返還等により毎年増える霊地】

292 霊地（=（250 霊地 + 200 霊地）× 0.65）

### 【使用者募集により実質的に目減りする霊地】

108 霊地（= 400 霊地 - 292 霊地）



3,507 霊地 ÷ 108 霊地／年 = 32 年

## その他

瓜破霊園については、霊地の返還等により使用されていない区画のほか、未整備等の区画も一部存在する。

この未整備等の区画は、これまでも道路の開通等のため移転を余儀なくされた霊地の移転先として活用してきた経過がある。

③で述べたとおり、新規霊地の募集については、現在保有している区画や墓じまいにより返還される区画等を活用することにより、当面は十分に対応できる状況にあることから、未整備等の区画については、基本的には新たに整備を行って、積極的に霊地として供給していくのではなく、バックアップの用地として引き続き確保していく。

なお、現在、引継霊園の一つである喜連霊園については、霊地の一部が都市計画道路の用地となっており、今後、当該用地内に霊地がある使用者については、代替地（喜連霊園の隣接地）へ移動していただく必要がある。基本的には、使用者にご理解をいただいたうえで、本市で準備した代替地に移転していただくことになるが、代替地への移動に難色を示された場合には、瓜破霊園への移転も選択のオプションとして提示することも検討している。

### (3) 小規模霊園(住吉霊園・千躰霊園・平野霊園・松原霊園・加美霊園)

もともと加美斎場として利用していた区画がある加美霊園を除き、園路が整備されていない区画が多数ある。霊地の返還等により使用されていない区画も存在するが、前述したとおり、園路が整備されていない等の利用により、すぐには使用者の募集ができない(使用者を募集するためには別途園路の整備等が必要な)区画がほとんどであることから、将来的な霊地の供給を見越し、まずは園路の整備を進めていき、当面は使用者募集の対象とはしないこととする。

### (4) 泉南メモリアルパーク

前述したとおり、昭和54年の開設当時は年間1,782件もの申込があったが、ここ数年は年間50件程度の申込となっている。

令和2年度末現在で、19,497区画のうち17,160区画が供用済となっており、約2,300区画(新規区画:69区画、再募集区画:2,268区画)が未供用となっているが、この間、空き区画すべてを対象として、使用者の募集を行っており、引き続き、同様の形で募集を行っていくこととする。

なお、開設当初と比較して申込件数が激減している背景としては、大阪市内から遠く離れており、墓参りがしにくいという立地条件もその理由の一つと考えられる。「海に見える公園墓地」というキャッチフレーズにあるように、そのような特色を気に入って申込みをされるケースも考えられるが、昨今の状況を見ると、大阪市民のみをターゲットとするのでは、申込件数の増加は考えにくい。

泉南メモリアルパークについては、設置時の経過により、大阪市民のみではなく、大阪市民以外についても利用することができる。市外居住者については使用料が5割増しとなること、阪南市民は大阪市民と同額、岬町民は1.5割増しとなっている。大阪市民にとっては遠い立地という点も、阪南市民や岬町民などにとっては、逆に近い立地にある。そのため、この間、使用者増加策として、阪南市民や岬町民など、泉南メモリアルパーク周辺の自治体の住民に対するアピールも行ってきており、引き続き、これらの対策は継続していく。

### (5) 合葬式墓地

瓜破霊園内に開設した合葬式墓地については、平成21年度の開設当時、下記の募集計画を立て、この計画に沿って募集を行ってきた。しかしながら、申込みは低調で、令和元年度までの11年間で、延べ7,600体の募集に対し、3,536体と半数程度の申込しかなかった。

令和2年度についても当初計画どおり400体の計画で募集を行ったが、申込みが好調であったため、年度途中で募集枠を600体へ拡大して対応を行った。(実績:508体)

これを受け、令和3年度については、年度当初より600体の募集を行っている。令和3年12月時点で339体の申込があり、令和2年度に近い申込みがある。この状況が今後も継続するかどうは不透明であるが、当面は年間600体の募集を継続していくこととする。

なお、令和2年度までの計画8,000体に対して、実績は4,044体となっており、約4,000体の枠が残っている状況にある。当面の対応として、上記のとおり当初計画の年間400体の募集を年間600体に増加して募集したとしても、約20年間は当初の全体計画に影響を及ぼさずに対応が可能である。

(計画8,000体－実績4,044体＝残3,956体分 残3,956体分÷200体≒20年間)

## 合葬式墓地年度別募集計画（開設当時）

（単位：体）

募集期間	直接合葬型	20年保管型	10年保管型	単年度計	期間計	募集累計
H21～22	400	200	200	800	1,600	1,600
H23～30	300	200	200	700	5,600	7,200
H31～60	200	100	100	400	12,000	19,200
H61～70	200	0	100	300	3,000	22,200
H71～80	200	0	0	200	2,000	24,200

## 6．霊園利用者の利便性の向上及び霊園内の環境整備について

霊園の利用者から徴収する使用料や管理料については、今後も霊園の管理運営経費のほか、霊園の施設整備費に充当することになる。

霊園内で必要となる施設整備としては、雨水管や給水管の整備、園内通路の整備など、いわゆるインフラ整備のほか、霊園利用者の便益を図るといった観点から、トイレの改修や水汲み場の整備、休憩スペースの確保等についても重要と考えている。

これらの整備については、利用者のニーズに応えるだけでなく、霊地の使用者を募集する際、魅力的な霊地を提供するという点でも必要であり、墓じまい等により返還される区画の一部を活用することによって対応を進めていく。

また、都市部にある公共的な施設という位置付けにあることから、アメニティ（快適性）の観点も重要であり、市民の憩いの場としての役割を果たせるような環境整備についても、上記園内整備と並行して実施していく。

## 7. 引継霊園について

### (1) 休止状態の管理委員会等の再開

引継霊園については、条例第25条の規定に基づき、管理委員会等で管理運営を行っているが、現在4つの霊園（南浜霊園、生江霊園、北畠霊園、西長居霊園）において、管理委員会等が休止状態になっている。

これらの霊園については、これまでも、霊園の使用者等に対し、管理委員会等の再開について、打診を行っているが、事務的な煩雑さ等に加え、管理委員会等の資金不足や霊園の使用者が不明な区画が多い等を理由に、管理委員会等の再開に難色を示されている。

条例の制定の趣旨（引継霊園について、条例上「なお従前の例による」と規定し、従来の地域での管理を継続させた）を踏まえると、引き続き、管理委員会等での管理を行う方が望ましい（引継霊園という枠組みを外すためには、使用料や管理料の変更も含め、すべての使用者の同意を得る必要があるが、使用者不明の霊地も多数あり、現実的ではない）と考えられることから、これまでも管理委員会等による管理運営がうまくいっている引継霊園の好事例（管理運営のノウハウ等）を紹介したり、霊園の使用者調査を実施するなど、管理委員会等の再開に向けた障壁を取り除く努力を進めてきているが、引き続き、管理委員会等の再開に向けて、使用者等と調整を進めていく。

### (2) 管理委員会等の運営基盤の強化

管理委員会等が休止状態である4つの霊園のほか、管理委員会等は存在するものの、財源が不足している引継霊園（11霊園）に対し、光熱水費の一部負担を行っている（令和2年度実績：約554千円）。管理委員会等が存在する霊園に対しては、役員名簿や会計報告等の提出を依頼し、組織の運営状況や財政負担の可否について分析を行うとともに、管理委員会等との協議を行っているが、他の引継霊園における好事例（管理運営のノウハウ等）の紹介も含め、引き続き、管理委員会等で光熱水費を負担してもらうよう、協議・調整を進めていく。

## . 使用者募集計画

## 1. 利用者募集計画

Ⅲ－５における検討を踏まえ、当面、下記のとおり霊地の利用者の募集を行っていく。なお、計画については、状況をみながら適宜見直しを図ることとする。

### (1) 従来型の墓地

瓜破霊園及び服部霊園を中心として、400 霊地の販売を確保するため、毎年 500 霊地の募集を行っていく。両霊園の内訳並びに区画の大きさごとの募集数については、返還区画等の空き霊地の状況をみながら毎年決定することとする。

あわせて、利用者の募集を行う準備として、墓じまい等により返還された区画の再整備と並行して、無縁改葬も必要に応じて実施するとともに、大きな区画を小分けにして小さな区画を確保していく。

当面は、瓜破霊園と服部霊園で利用者の募集を行っていくが、両霊園以外の本市直轄霊園（泉南メモリアルパークを除く。以下同じ。）についても、園路や排水設備の整備といった諸課題が解決した段階で、利用者募集を実施していく。霊園によっては別途条例改正（料金改定）が必要となるが、併せて実施していく。

なお、Ⅲ－５－(2)－③で検討したとおり、瓜破霊園及び服部霊園に限定した場合でも、販売数が毎年 400 霊地であれば、30 年以上霊地を供給することができるが、上記のとおり、両霊園以外の本市直轄霊園で利用者の募集を行うことができるようになれば、さらに長期間、市民の墓地需要に対応することが可能となる。

また、基金を創設している泉南メモリアルパークについては、ここ数年、新規使用申込件数と比較し、返還区画の件数が超過していたが、基金の残高が大きく目減りしている状況にはない（令和 2 年度末現在の残高：約 6.3 億円）ことから、当面は、これまでと同様、阪南市民や岬町民など、泉南メモリアルパーク周辺の自治体の住民に対するアピールも行いながら、空き区画全体を対象として募集を実施する。

#### 利用者募集計画（従来型の墓地）

	R4	R5	R6	R7	R8
瓜破・服部霊園等	500 霊地	500 霊地	500 霊地	500 霊地	500 霊地
泉南メモリアルパーク	全空き区画	全空き区画	全空き区画	全空き区画	全空き区画

(注) 泉南メモリアルパークにおける令和 4 年 3 月末現在の空き区画：2,518 区画

## (2) 合葬式墓地

合葬式墓地の開設当時に策定した計画では、平成 31 年度から 60 年度にかけて、毎年 400 体（直接合葬型：200 体、20 年保管型：100 体、10 年保管型：100 体）を募集する計画であったが、令和 2 年度以降の申込状況を踏まえ、毎年 600 体の募集を行うこととする。

令和元年までの募集実績が低調だったこともあり、募集枠には余裕がある状態であることから、直接合葬型、20 年保管型、10 年保管型それぞれでの内訳は設けず、合計 600 体という枠で募集を行うこととする。

なお、申込状況がさらに堅調であった場合、年度途中で募集枠を拡大するなど、柔軟な対応を行っていく。

### 使用者募集計画（合葬式墓地）

	R4	R5	R6	R7	R8
瓜破霊園内	600 体	600 体	600 体	600 体	600 体